

# I はじめに

## 1 進行管理及び評価についての考え方

「第4次子どもの権利に関する行動計画」は、川崎市子どもの権利に関する条例（以下、条例という）第36条に基づき、川崎市の子どもに関する施策の推進に際し、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に推進が図られるようにするため、平成26（2011）年3月に策定しました。

本計画の進行管理及び評価については、毎年度、5つの施策の方向ごとに各事業の進捗状況を把握し、所管課における自己評価を実施しました。平成26（2014）、27（2015）年度の進捗状況報告は「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」（平成29（2017）年3月策定）に反映させました。

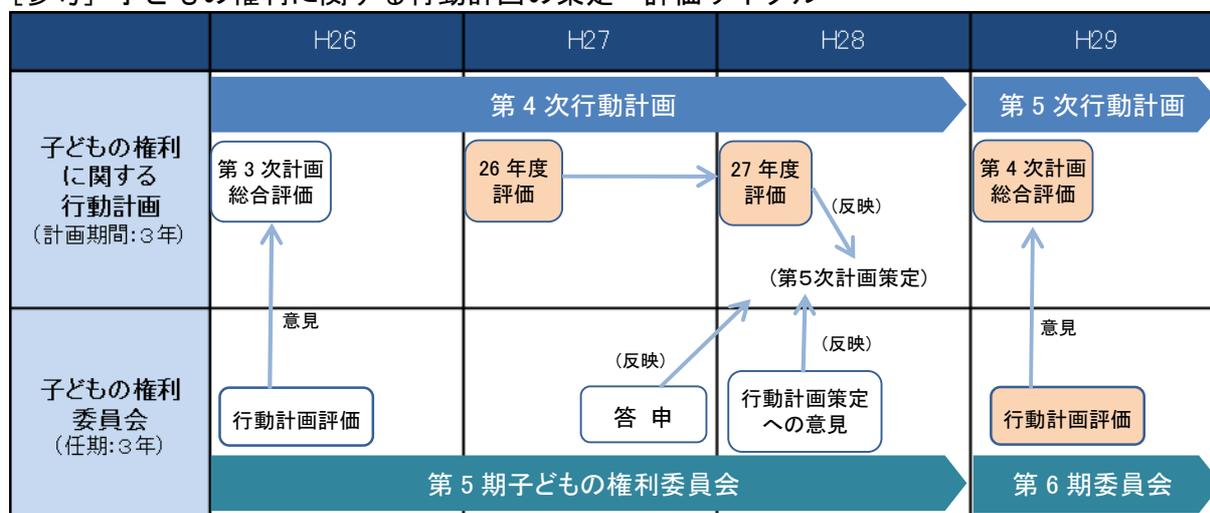
このたび、平成28（2016）年度をもって第4次の行動計画期間が終了したことに伴い、所管課における370事業（再掲含む）3年間の総合評価を行いました。川崎市子どもの権利委員会からの意見も併せて報告書として公表します。

## 2 進行管理及び評価に関する経過

第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画の進行管理及び評価に関する経過は次のとおりです。

平成26（2014）年 3月	「第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画」策定
平成26（2014）年 4月	「第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画」実施
平成27（2015）年 3月	平成26年度進捗状況報告書作成
平成28（2016）年 3月	平成27年度進捗状況報告書作成
平成29（2017）年 3月	所管部署への自己評価調査（3年間の総合評価）の実施
平成29（2017）年 7月	自己評価を川崎市子どもの権利委員会へ提出
平成29（2017）年 10月	川崎市子どもの権利委員会の意見聴取
平成29（2017）年 11月	公表

### [参考] 子どもの権利に関する行動計画の策定・評価サイクル



### 3 評価の視点

各事業の自己評価にあたっては、以下の視点から評価を行いました。

#### (1) 各年度の達成度

各事業概要に示された目標の達成状況を以下の5段階で示します。

- 1：目標を大きく上回って達成
- 2：目標を上回って達成
- 3：目標をほぼ達成
- 4：目標を下回った
- 5：目標を大きく下回った

#### (2) 3年間の自己評価

各年度の達成度を基にした3年間の総合的な評価を以下の5段階で示します。

- A：目標を大きく上回って達成
- B：目標を上回って達成
- C：目標をほぼ達成
- D：目標を下回った
- E：事業が廃止

### 4 川崎市子どもの権利委員会の意見について

川崎市子どもの権利委員会は、条例第38条に基づき設置される、子どもの権利の保障の状況を調査審議する附属機関です。委員会は、条例第39条第5項に基づき、市から提出された行動計画の自己評価について審議を行い、その意見の公表を行います。

#### ■川崎市子どもの権利委員会の意見

この意見は、「第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に基づき、関係部署が3年間（2014年～2016年）取り組んできた諸施策、事業、取組について行った自己評価に関して、川崎市子どもの権利委員会が、子どもの権利の浸透・拡充の観点から検証、審議し、報告書を作成したものである（条例39条）。

「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定（2001年施行）して2017年で17年目、日本政府が条約を批准（1994年）して23周年になる。そして、昨年是我が国において、児童福祉法の大改正があり、第1条の目的規定に、子どもの権利条約に基づくことが明記された。川崎市が先鞭をとってきたこの条例が、児童福祉法改正にも影響を与えたといえよう。

川崎市並びに子どもの権利委員会は、今後も自治体の先頭に立って、子どもの権利の保障にむけた活動を行っていく。その重要な取組の一つが、この評価である。直近の取組を振り返り、評価し、課題を確認することで、条例をさまざまな場面でいっそう活かすことにつなげていきたい。

第4次行動計画に対する自己評価の検証にあたっては、前回の第3次行動計画と同様、以下の点に留意しつつ検証・評価作業を進めた。

- ・市（各所管部署）が行った自己評価に子どもの視点が入り入れられているか。
- ・理解しやすいか（わかりやすさ）。
- ・数値目標に対する実績評価が適確になされているか。
- ・条例条文との相関性を示す努力がされているか。
- ・子ども関連事業で子どもに成果がわかるよう努めているか。

特に、子どもを権利主体とする条例に基づく、事業の評価として、「子どもの目線からの自己評価」の視点から自己評価を行っているのかについて重点的に検証・評価を行うこととした。

「II 取組結果」において、施策の方向ごとに、子どもの権利委員会の意見を付しました。

#### [参考] 第6期川崎市子どもの権利委員会 名簿

平成29（2017）年4月1日現在（敬称略、五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
五十嵐 努	市民委員	
内田 塔子	東洋大学ライフデザイン学部 准教授	
大崎 克之	弁護士（神奈川県弁護士会）	
佐々木 光明	神戸学院大学法学部教授	委員長
サルヴィオ ローズマリー	元川崎市外国人市民代表者会 議委員	
白戸 隆	川崎愛児園施設長	
鈴木 秀洋	日本大学危機管理学部准教授	行動計画評価部 会長
出口 早百合	市民委員	
林 大介	東洋大学社会学部講師	
三星 とく子	子育て・性的マイノリティ支 援活動	副委員長